

ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業委託実施要項

令和4年2月9日

文化庁次長決定

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大による入国制限等の影響により、我が国に入国できない外国人留学生への日本語教育環境を構築するため、オンラインを活用した日本語教育を実証するウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業を実施することとしている。本事業の委託業務については、本要項の定めるところにより実施する。

2 委託業務の内容

- (1) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定より法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関（以下「日本語教育機関」という。）と連携・協力して行う入国前の外国人留学生等を対象とした多様なオンライン教育の実証に関する業務
- (2) 上記の業務に付随する必要な業務

3 業務の委託先

委託先は、日本語教育機関と連携・協力して上記2の委託業務を円滑に行うことができ、次の(1)から(4)の要件を全て満たす法人格を有する団体とする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (4) 団体の活動の本拠としての事務所を有すること

4 委託期間

委託を締結した日から業務が完了した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までとする。

5 委託手続

- (1) 法人等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により法人等から提出された業務計画書等の内容を検討し、適切であると認めた場合、法人等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再

委託費、一般管理費)を委託費として支出する。

- (2) 文化庁は、法人等が委託契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 業務完了（廃止等）の報告

法人等は、業務が完了（廃止）したとき（契約を解除したときを含む。）、廃止又は中止したとき（以下「廃止等」という。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、業務が完了（廃止）した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9 その他

- (1) 文化庁は、法人等における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実地調査を行うことができる。
- (4) 法人等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。